

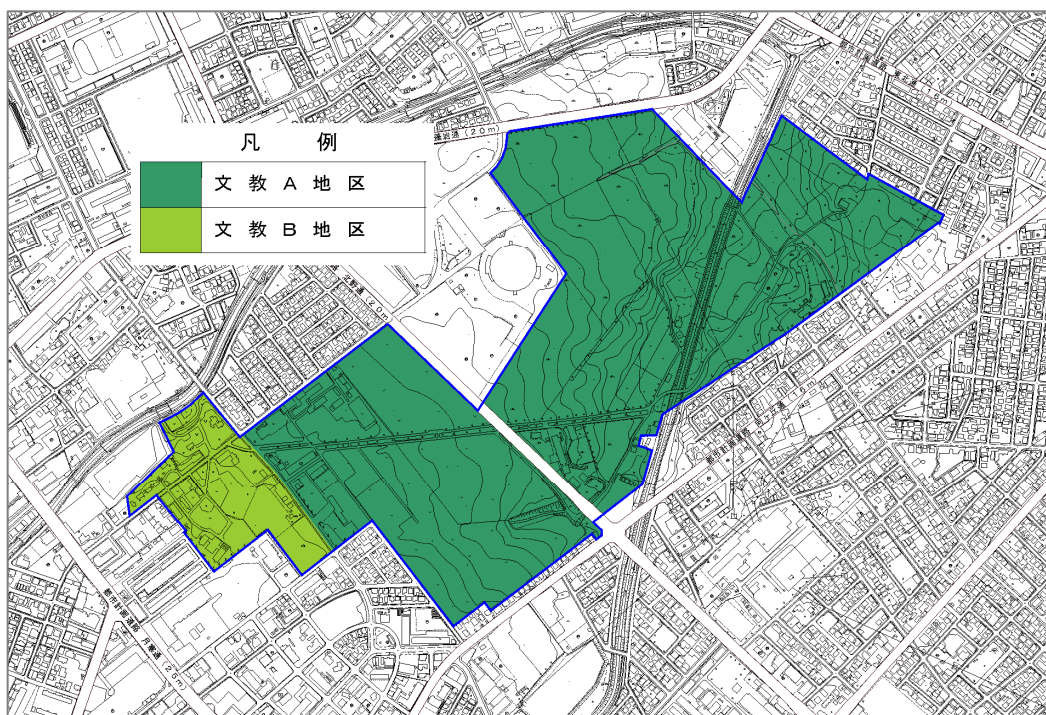
# 東月寒向ヶ丘地区地区計画の決定について



## 1 都市計画決定の内容

### 地区計画の決定

- (1) 名称：東月寒向ヶ丘地区地区計画
- (2) 位置：札幌市豊平区月寒東1条12丁目、13丁目及び14丁目の各一部  
2条12丁目及び13丁目の各一部  
3条11丁目の一部、5条15丁目の一部
- (3) 決定内容：
  - ・文教A地区 建築可能な建築物： 大学、専修学校、畜舎等  
敷地面積の最低限度： 1,000 m<sup>2</sup>
  - ・文教B地区 敷地面積の最低限度： 200 m<sup>2</sup>



## 2 経緯

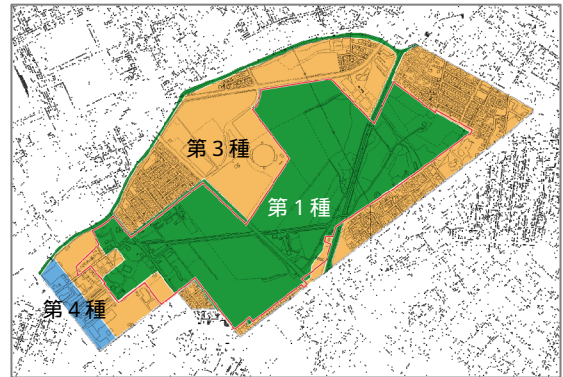
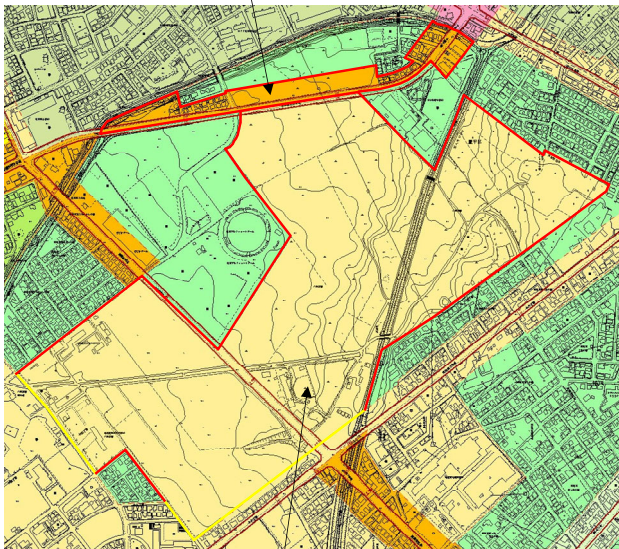
- ・ 昭和初期に農業専門学校が立地し、これまで学校運営とともにみどりが保全されてきた。
- ・ 昭和 41 年に風致地区が指定され、また平成 13 年には「緑と保全と創出に関する条例」の制定に伴い、学校用地の大部分が「特に優れた自然的環境を形成している第一種風致地区」に指定された。
- ・ 昭和 48 年に現在の都市計画法に基づき第一種住居専用地域に指定され、学校施設が既存不適格建築物になる。
- ・ 用途地域等の全市見直しに伴い、当地区の第一種低層住居専用地域の部分が第一種住居地域へ変更される。

## 3 理由

- ・ 農業専門学校により、当地区の良好な自然環境が保全されてきた。
- ・ 今後も当地区の自然環境が保全されるよう、農業専門学校が立地可能な用途地域に変更する（第一種低層住居専用地域 第一種住居地域）。
- ・ 用途地域の変更に併せて、周辺の市街地や自然環境と調和のとれた良好な土地利用を図るため、地区計画を定める。

### [参考]

豊平区月寒東4条11丁目、5条13～14丁目付近		
用途地域	第一種低層住居専用地域 (80/40)	準住居地域 (200/60)
高度地区	北側斜線高度地区	18m(北側斜線)高度地区
特別用途地区	戸建住環境保全地区	指定なし



東月寒向ヶ丘風致地区

豊平区月寒東2条13～14丁目、3条11丁目付近		
用途地域	第一種低層住居専用地域 (80/40)	第一種住居地域 (200/60)
高度地区	北側斜線高度地区	18m(北側斜線)高度地区
特別用途地区	戸建住環境保全地区	指定なし

用途地域等の変更図